

青森県報

第千九百四十九号 平成十三年十一月十九日(月曜日)

目次

告示

○字の区域及び名称の変更……………(市)興町課……………一

○右 同……………(同)……………四

○保育士試験の合格者……………(健康医療課)……………四

○証紙売りさばき人の業務の廃止の届出……………(経 理 課)……………四

公 告

○肥料登録の有効期間の更新……………(農 林 水 産 政 策 課)……………五

○県営土地改良事業計画変更の決定……………(農 村 整 備 課)……………五

出先機関

○土地改良事業の工事の完了……………(三 戸 地 方 農 林 水 産 事 務 所)……………五

○土地改良区の役員の就任及び退任……………(西 地 方 農 林 水 産 事 務 所)……………六

正 誤

○平成十三年十月二十六日定例告示中……………(道 路 課)……………六

告 示

青森県告示第六百二十六号

地方自治法(昭和二十二年法律第六十七号)第二百六十条第一項の規定により、八戸市長から八戸市の別図一に示す字の区域及びその名称を別図二に示すとおり変更する旨の届出があったので、同条第二項の規定により告示する。

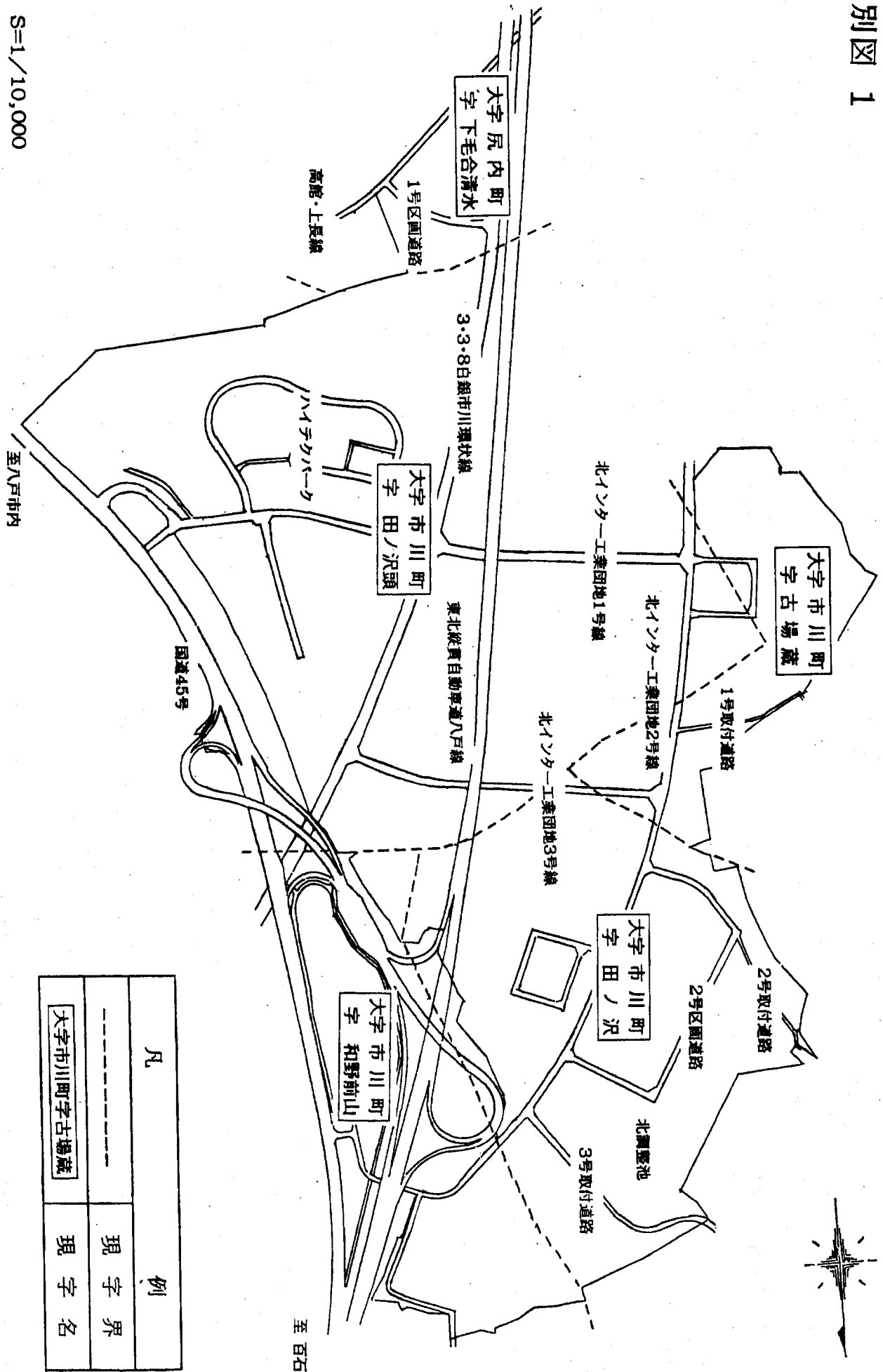
右の字の区域及びその名称の変更は、平成十三年十二月三日からその効力を生ずるものとする。

平成十三年十一月十九日

青森県知事 木 村 守 男

町 名	住 居 表 示 実 施 前 の 町 名 等
北インター工 業団地一丁目	大字市川町字田ノ沢頭の一部
北インター工 業団地二丁目	大字尻内町字下毛合清水の一部
北インター工 業団地三丁目	大字市川町字田ノ沢頭の一部
北インター工 業団地四丁目	大字市川町字古場蔵の一部
北インター工 業団地五丁目	大字市川町字和野前山の一部
北インター工 業団地六丁目	大字市川町字古場蔵の一部 大字市川町字田ノ沢頭の一部 大字市川町字田ノ沢頭の一部
北インター工 業団地六丁目	大字市川町字田ノ沢頭の一部

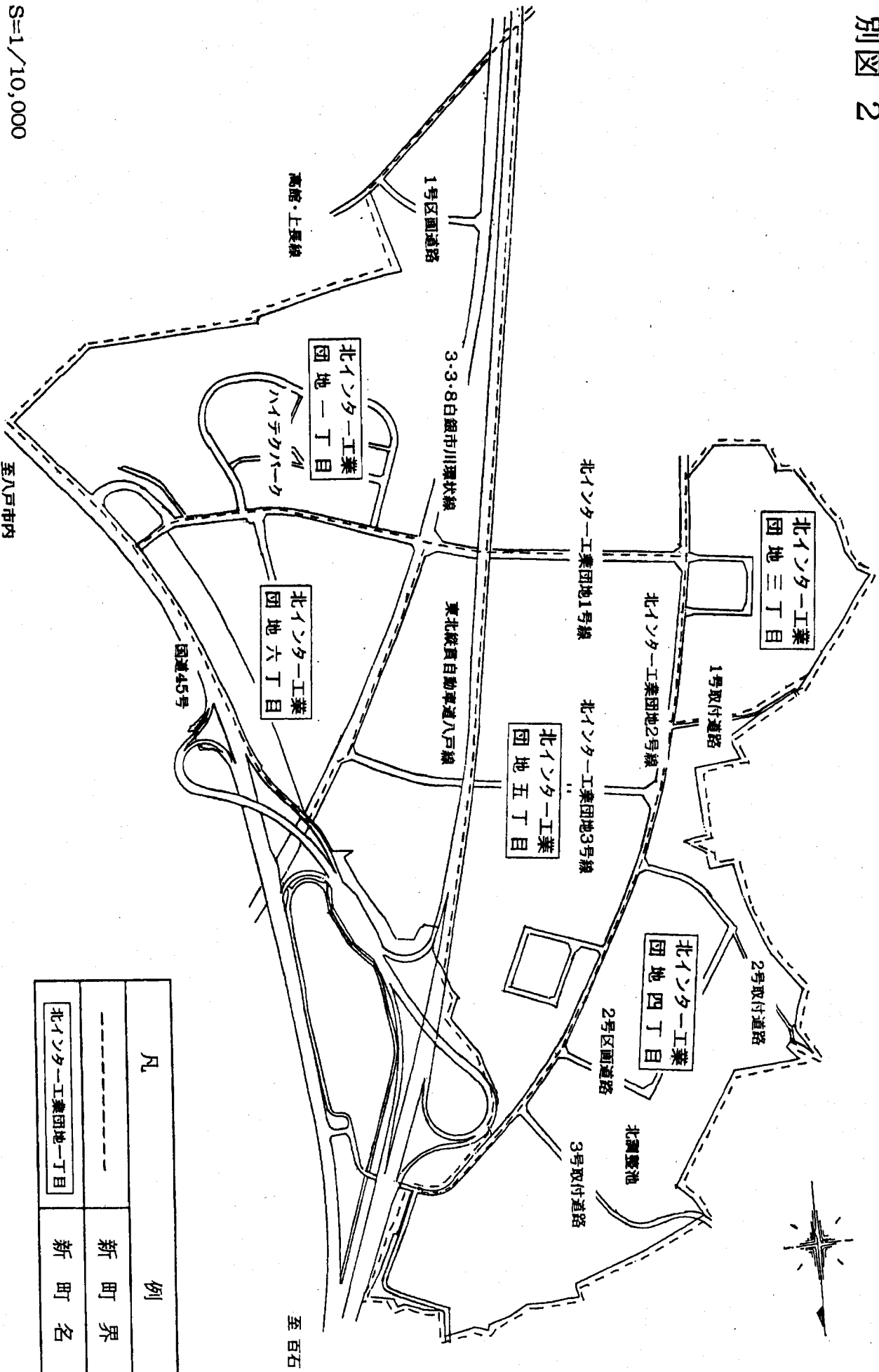
別図 1



S=1/10,000

凡	例
-----	現 字 界
-----	現 字 名
-----	大字市川町字古場蔵

別図 2



S=1/10,000

凡 例	
-----	新 町 界
-----	北インター工業団地一丁目
-----	新 町 名

青森県告示第六百二十七号

地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百六十条第一項の規定により、八戸市長から八戸市の字の区域及びその名称を次のとおり変更する旨の届出があったので、同条第二項の規定により告示する。

右の字の区域及びその名称の変更は、平成十三年十二月三日からその効力を生ずるものとする。

平成十三年十一月十九日

青森県知事 木村守男

八戸市

大字市川町字田ノ沢頭二の六、三の五〇、三二の一、三二の二、三二の四、三二の八〇、三一の一九三、三一の一九五から三一の一九七まで、三二の二〇八、四〇、四一、大字市川町字古場蔵三〇の五、三〇の六、四〇の一、四〇の四、四〇の五、五二の二、五二の三、大字市川町字豊年岱一四の一八から一四の二二まで、大字尻内町字下毛合清水五の二、五の九三、五の一五五、五の一六〇、五の一六三を新たに北インター工業団地二丁目とする。

大字市川町字田ノ沢頭三一の一九二、大字市川町字古場蔵三〇の三、四〇の二、大字市川町字豊年岱一四の一、一四の三、一四の一六、一四の一七、一八の一から一八の三まで、二四の一、二四の一九、大字尻内町字下毛合清水五の一五六を新たに北インター工業団地三丁目とする。

大字市川町字田ノ沢一〇の一、一〇の三、一四の三、二五の四、三〇、三二の一、大字市川町字田ノ沢頭一の一、一の三、一の四、一の二三、一の五一、一の五二、二の一、二の八、二の一〇、三の四三、大字市川町字和野前山一七の一、一七の三、一七の三九九、一七の四六六、一七の五四三から一七の五四五まで、一七の五四九、一七の五五二、一七の五五三、一七の五六四、二一、二三を新たに北インター工業団地六丁目とする。

青森県告示第六百二十八号

平成十三年保育士試験の合格者は、次のとおりであるので、青森県保育士試験規則

（昭和三十四年四月青森県規則第三十九号）第七条の規定により告示する。

平成十三年十一月十九日

青森県知事 木村守男

受験番号	氏名	青森県知事
三二五	青木智美	能貴子
五七三	水堀ちか	平井いづみ
六八〇	齋藤美枝	大須賀百合子
七〇三	山平恵実	羽須賀美保
七一三	仁平育子	蜂須賀美保
七二二	岸千加子	山本佳世
七一八	今有美	川端景子
七一九	伊藤由賀	佐藤千秋
七二〇	北村環	宮崎千恵子
七二二	菊地友子	梶本千弘
七二三	菅谷恒代	今井幸子
七三七	椎原陽子	栗山幸代
七三八	富瀬清佳	内山麻衣子
七三九	白瀬陽子	中野容子
七四〇	高橋恵子	内山麻衣子
七四六	藤森美帆	長津弘美子
七四八	中谷美和	中野容子
七四八	戸塚直子	中野容子
七九六	丸山直子	中野容子
九三一	渡辺直子	前田恵美子
九三七	成田清実	大浦恵美子
九五七	渡辺清佳	佐藤明智子
九八八	村上真衣子	平岡麻衣子
一〇〇三	村上真衣子	佐藤明智子
一〇一一	淡路紀子	吉田由衣子

青森県告示第六百二十九号

次の青森県収入証紙の売りさばき人から平成十三年十月十八日をもって青森県収入証紙の売りさばきの業務を廃止した旨の届出があった。

平成十三年十一月十九日

青森県知事 木村守男

売りさばき人の住所及び名称
三沢市平畑一丁目一の三八
三沢交通安全協会

公 告

肥料登録の有効期間の更新

肥料取締法（昭和二十五年法律第二百二十七号）第十二条第二項の規定により平成十三年十一月十二日次の肥料の登録の有効期間を更新したので、同法第十六条第一項の規定により公告する。

平成十三年十一月十九日

青森県知事 木村守男

登録番号 青森県第 三二四号	肥料の 種類 末魚かす粉	肥料の 名称 純有機一 号	保証成分 量（パー セント） 窒素全量 九・〇 リン酸全 量六・〇	その他の 規格	生産業者の氏名又は 名称及び住所 丸光水産株式会社 八戸市諏訪二丁目二六 の一六
青森県第 三二五号	末魚かす粉	純有機四 号	窒素全量 七・〇 リン酸全 量八・〇		
青森県第 三二六号	末魚かす粉	純有機五 号	窒素全量 五・〇 リン酸全 量一五・〇		

県営土地改良事業計画変更の決定

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第八十七条の三第一項の規定により、
袴形池地区の県営土地改良事業（ため池等整備）計画を変更したので、同条第六項に
おいて準用する同法第八十七条第五項の規定により公告し、次のとおり縦覧に供する。

平成十三年十一月十九日

青森県知事 木村守男

- 一 縦覧に供する書類
土地改良事業計画書の写し
- 二 縦覧の期間
平成十三年十一月二十日から同年十二月十八日まで
- 三 縦覧の場所
車力村役場

出 先 機 関

土地改良事業の工事の完了

次の地区の県営土地改良事業の工事が完了したので、土地改良法（昭和二十四年法
律第九十五号）第一百三十三条の二第三項の規定により公告する。

平成十三年十一月十九日

三戸地方農林水産事務所長 由良武

地区名	県営土地改良事業の名称	工事完了 年月日
大 仏	農林漁業用揮発油税財源身替農道整備	平成三・六・六
八 戸	広域営農団地農道整備	三・七・八

土地改良区の役員就任及び退任

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第十八条第十六項の規定により、廻堰大溜池土地改良区から、次のとおり役員就任及び退任の届出があったので、同条第十七項の規定により公告する。

平成十三年十一月十九日

西地方農林水産事務所長 熊谷 宏

役員 の 区 別	氏 名	住 所	就任及び退任 の 年 月 日

正

誤

発行年月日 発行番号	区分	番号	ページ	段	行	誤	正
平成三・二〇・二六 第一九三九号	告示	第五六七号	四	上	表中	弘前市大字門外四丁目一四の四一まで	弘前市大字小比内字孤森九の三まで

道 路 課

監事	乗田 長蔵	北津軽郡鶴田町大字野木字上藤森六九三の一	平成三・二〇・三就任
"	伊藤 良栄	大字妙堂崎字米元五〇の二	"
"	成田 広志	大字廻堰字上桂井九〇の三	"
"	成田 広志	大字廻堰字上桂井九〇の三	"
"	乗田 長蔵	大字野木字上藤森六九三の一	平成三・二〇・三退任
"	伊藤 良栄	大字廻堰字上桂井九〇の三	"
"	成田 広志	大字廻堰字上桂井九〇の三	"
"	成田 広志	大字廻堰字上桂井九〇の三	"
"	伊藤 良栄	大字妙堂崎字米元五〇の二	"

発行所・発行人	印刷所・販売人
青森市長島二丁目一番一号 青森県	青森市古川二丁目一七番五号 東奥印刷株式会社

（毎週月・水・金曜日発行）

定価小口一枚三付十七円八十五銭